

議員提出議案第3号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成31年3月22日

提出者 西東京市議会議員 大 林 光 昭

賛成者 西東京市議会議員 中 川 清 志

西東京市議会議員 佐 藤 公 男

西東京市議会議員 森 　 しんいち

西東京市議会議員 藤 岡 智 明

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 かとう 涼 子

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回った。特に、多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上る。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁した。

この間、1996年2月には法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申し、同要綱において選択的夫婦別氏制度の導入が提言された。また、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、2003年、2009年、2016年と繰り返し民法改正を勧告している。2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関し、「司法の判断も踏まえ、検討を進める。」としている。

2015年12月の第1次別姓訴訟の判決文において、最高裁判所は夫婦同姓を定めた民法第750条の規定を合憲としながらも、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。しかしながら、今日に至るまで国会審議は進んでいない状況にある。

同判決文では、「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。」、「氏の選択に関し、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば、妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる。」としており、選択的夫婦別姓制度について最高裁判決の趣旨を踏まえた適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務であると考えます。

よって西東京市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣